

- 利用の権利を譲渡または転貸することはできません。
 - 申込み手続き後に利用目的、申込者名を変えることはできません。
 - 既納の利用料金は原則として還付できません。
 - 入場料や受講料その他これに類する料金（以下「入場料」という）を徴収する場合は規定の使用料金に割増料金を加算します。
但し、入場料に差があるときは最高額が適用されます。
①入場料の額が3,000円（税込）以上のときは、使用料金の3割増し
②入場料の額が5,000円（税込）以上のときは、使用料金の5割増し
 - 使用料の残金（割増料金を含む）の清算、舞台打ち合わせは、利用日の15日前までに済ませてください。
期日までに使用料の残金（割増料金を含む）が納入されない場合は取り消し扱いとなります。
 - 付帯設備使用料は当日現金で納入してください。
 - 利用日もしくは利用区分の変更は、利用日の15日前までに変更手続きが行われる場合に限り、1回のみ可能です。
また変更の結果、既納の利用料金に不足が生じたときは変更手続きの際に不足額を納入して下さい。
①過納の場合の還付はありません。
②利用日の変更手続きの際は、使用料の全額を納入してください。
③利用日の15日前とは、利用日から15を差し引いて得られた日です。
例：利用日が4月20日の場合の15日前は4月5日（20 - 15）
但し、得られた数値がゼロ及びマイナスの場合は、前月の最終日を加算して得られた日となります。
例：利用日が4月10日の場合の15日前は3月26日（10 - 15 = -5 + 31 = 26）
④15日前が休館日にあたる場合は、休館日の直前営業日が変更手続き可能の最終日となります。
中央会館休館日＝12月29日～翌年の1月3日
 - 利用時間は下記のとおりです。利用時間には搬入、搬出、準備、片付け、入退室の時間も含まれます。
【利用時間】 午 前 （1区分） 9：00～12：00 午前午後 （2区分） 9：00～16：30
午 後 （1区分） 13：00～16：30 午後夜間 （2区分） 13：00～21：30
夜 間 （1区分） 17：30～21：30 全 日 （3区分） 9：00～21：30
①利用時間の前倒し利用、及び延長利用はできません
②付帯設備は、各区分毎に利用料金がかかります
 - 定員900名は必ず守って下さい。また、事前に非常口の位置を確認して下さい。
 - ホール客席でのご飲食はできません。飲み物は3Fロビー休憩コーナーをご利用下さい。
 - 勧誘・契約・商談・物品販売目的での利用はできません。
 - ロビーでの物品販売は催し物に関係が深く、低廉（一品につき3,000円まで）で社会通念上妥当な物品の販売に限ります。
但し、飲食物の販売はできません。
 - 募金箱の設置、寄付を募る等の集金活動はできません。
 - 建物の構造上、大太鼓等一部使用できない楽器がございます。
また、他の施設に音や振動等が大きく響いた場合は、音量の調節をお願いすることがございます。
 - ワイヤレスマイク機材の持ち込みによる使用は、他の施設をご利用のお客様のご迷惑となる場合がございますので事前にご相談下さい。
 - 施設内の壁、窓、柱、扉等にポスター、チラシ、看板、旗等これに類するものを貼り付けたり掲げたりすることはできません。
 - 茶器、水差し等は、給湯室に備えてついております。使用後は集めて給湯室に置いて下さい。
なお茶葉、ふきん、おしぼり等は利用者が用意してください。
 - 利用当日に使用する資料や物品等は利用時間内に持参、撤収してください。また当館では事前、事後の宅配物のお預かりはいたしません。
 - 催し物に関わる入場券、プログラムには主催者の問い合わせ先と当会館の地図を必ず記入してください。
 - 入退場及び休憩時における、観客等の整理、誘導、警備は主催者が責任をもって行ってください。
 - 所定以外での喫煙はご遠慮ください。
 - 備品や付帯設備は、使用后必ずもとの位置へ戻し係員の確認を受けてください。
 - ダンボール、ゴミ等は、利用者の責任においてお持ち帰りください。
 - 高所作業を行う際は、労働安全衛生法を遵守してください。なお、2m以上の脚立はご使用になれません。
 - ドローンはご使用になれません。
 - ロビー・ホワイエでの着替え、メイク、飲食はご遠慮ください。
 - 1F正面玄関からの荷物の搬入搬出は出来ません。所定の場所から行ってください。
 - アロマオイル・線香など、強い香りを発するもののご使用はご遠慮ください。
 - 館内での紛失、盗難については、当館では一切責任は負いません。
 - 利用目的または利用条件に違反した時は、利用の承認を取り消すことがございます。
- <ホール利用の制限等> 次に該当するときは利用を認められません。
- 公の秩序をみだしたまたは善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 会館の施設または付帯する設備をき損するおそれがあるとき。
 - その他会館の管理上支障があるとき。